

助成開始月が交付申請をする月より前の月となる場合の 提出書類について

助成開始月が交付申請をする月より前の月である場合は、**申請者（保護者）と子供の両方について、助成開始月から継続して都内に在住※ していることが確認できる書類の提出**が必要です。

申請時の提出書類から確認できなかった場合は、**追加書類の提出が必要**となりますので、ご注意ください。

ただし、**第1期交付申請期間（令和7年5月28日から同年6月30日まで）に申請される場合は、こちらの書類の提出を省略**できます。

※申請者が単身赴任中、子供が入寮中など都外在住でも申請可能なケースに該当する場合は、事務局までお問い合わせください。

助成開始月が交付申請をする月より前の月となる場合の例

（例1）令和7年4月分からの利用料助成を、6月5日に申請

⇒**令和7年4月から都内在住**であることが確認できる書類が不要

（例2）令和7年4月分からの利用料助成を、8月15日に申請

⇒**令和7年4月から都内在住**であることが確認できる書類が必要

（例3）令和7年8月分からの利用料助成を、9月5日に申請

⇒**令和7年8月から都内在住**であることが確認できる書類が必要

都内在住であることが確認できる書類

以下の書類のうち、**①の書類（1点）**、または**②と③の書類のうちそれぞれ1点**をご用意ください。

なお、提出書類（必要証明書）の中に、下記の書類が含まれる場合は、
本書類を別途ご用意いただく必要はありません。

①	申請者と子供の両方 が確認できる書類	・世帯住民票の写し （申請者と子供が同世帯である場合のみ）
②	申請者のみ 確認できる書類	・申請者の住民票の写し ・子供の医療証 ・運転免許証 ・子供の健康保険証（国民健康保険のみ）
③	子供のみ 確認できる書類	・子供の住民票の写し

※上記の書類以外でも、都内在住であることが確認できる書類を提出いただくことが可能です。その場合は、事務局に事前確認いただくと申請がスムーズです。